

岩手県総合計画審議会への部会の設置について

1 部会の設置について

本日付で、本審議会に、**通常部会 3 部会、特別部会 1 部会**の計 4 部会を設置します。各部会における委員の構成は、委員の皆様の御専門分野などを考慮の上、先般確認させていただいた御意向を踏まえ、別紙 1（2～3 ページ）のとおりとしております。

(1) 部会の役割

各部会では、医療・子育て・福祉、産業・雇用などの施策分野ごとに、次のことについて審議を行い、その方向性（計画における具体的な内容）を明らかにし、審議会に報告（答申）します。

ア 本県の現状と課題

イ 目指す姿（基本的な方向性、具体的な展開方向）

(2) 運営要領の制定について

部会設置を含めた上記に示した今後の審議会の運営について、「岩手県総合計画審議会運営要領」を定めます。（別紙 2（4 ページ）のとおり）

2 部会における今後の審議について

今後の審議会及び部会の開催予定は別紙 3（5 ページ）のとおりです。今後は、部会を中心に「次期総合計画（長期ビジョン）」に盛り込まれる内容の審議を進めてまいります。また、各部会の審議状況については、部会間で共有を図ります。

	部会名称	主な審議の論点	主に関連性の強い 12 の幸福領域
通常 部会	岩手の 「暮らし」 部会	医療・子育て・福祉、安全・安心、環境、社会資本・公共交通・情報基盤 等	居住環境、安全、余暇、健康、子育て、家族、コミュニティ、自然環境
	岩手の 「仕事」 部会	産業・雇用、農林水産業 等	仕事、収入
	岩手の 「学び・文化 ・スポーツ」 部会	教育・文化 等	教育、歴史・文化
特別 部会	岩手の 「若者」 部会	施策全般	幸福領域全般

部会の構成

I 通常部会

1 岩手の暮らし部会

所属委員（敬称略）			主な審議の論点
1	遠藤 譲一	久慈市長	医療・子育て・福祉、環境、安全・安心、社会資本・公共交通・情報基盤等
2	神谷 未生	（一社）おらが大槌夢広場 事務局長	
3	下向 理奈	NPO法人のんのりのだ物語 代表理事	
4	斎藤 千加子	岩手県立大学 総合政策学部 教授	
5	酒井 明夫	岩手医科大学 副学長	
6	佐藤 富美子	NPO法人ゆう・もあ・ねっと 代表	
7	高橋 勝	（社福）千晶会 特別養護老人ホーム 苑長	
8	磯田 朋子	岩手県消費者団体連合協議会 事務局長	
9	内田 尚宏	（一社）いわて流域ネットワーク 代表理事	

2 岩手の仕事部会

所属委員（敬称略）			主な審議の論点
1	五日市 知香	（株）パイロットフィッシュ 代表取締役	産業・雇用、農林水産業 等
2	黒沢 惟人	NPO法人w i z 理事／COO	
3	谷藤 邦基	（株）イーアールアイ 監査役	
4	千田 ゆきえ	（株）千田精密工業 取締役	
5	森奥 信孝	岩手モリヤ（株） 代表取締役社長	
6	八幡 博文	日本労働組合総連合会岩手県連合会 会長	
7	菅原 紋子	（有）ファーム菅久 常務取締役	
8	林 晶子	（株）瑞光 専務取締役	

3 岩手の学び・文化・スポーツ部会

所属委員（敬称略）			主な審議の論点
1	青木 幸保	平泉町長	教育・文化 等
2	浅沼 道成	岩手大学 人文社会学部 教授（スポーツ学）	
3	五十嵐 のぶ代	（一社）岩手県PTA連合会 会長	
4	伊藤 昌子	NPO法人きらりんきつず 代表理事	
5	鎌田 英樹	（一社）岩手経済同友会 副代表幹事 （株）IBC岩手放送 代表取締役社長	
6	恒川 かおり	NPO法人「未来図書館」主任コーディネーター	
7	熊谷 雅英	滝沢市教育委員会 教育長	
8	早野 みさき	北京オリンピックホッケー競技女子日本代表	

II 特別部会

1 岩手の若者部会

所属委員（敬称略）			主な審議の論点
1	神谷 未生	（一社）おらが大槌夢広場 事務局長	施策全般
2	黒沢 惟人	NPO法人w i z 理事／COO	
3	下向 理奈	NPO法人のんりののだ物語 代表理事	
4	千田 ゆきえ	（株）千田精密工業 取締役	
5	佐藤 柊平	（一社）一関平泉インアウトバウンド推進協議会 ディレクター	
6	中野 美知子	（有）アライブ 代表取締役	

岩手県総合計画審議会運営要領（案）

岩手県総合計画審議会条例第7条の規定により、次期総合計画に係る諮問から答申までの間の岩手県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について、下記のとおり定める。

記

1 部会の設置

- (1) 広範にわたる諮問事項を効率的に審議するため、岩手県総合計画審議会に部会を設置する。
- (2) 部会は、各政策分野における「目指す将来像」、「重視する視点」を踏まえた取組等の基本的な方向に係る審議を行う。
- (3) 部会は、岩手県総合計画審議会委員及び外部委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。
- (4) 外部委員は、当該部会の所掌事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- (5) 部会に、部会長及び副部会長を各1名置き、委員の互選とする。
- (6) 部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となるとともに、所属する部会を代表して、審議会において、部会での審議の内容を報告する。
- (7) 副部会長は部会長を補佐し、部会長が出席できないときその他必要があるときは、その職務を代理する。
- (8) 部会長が必要と認めたときは、部会に委員以外の外部有識者等の出席を求めることが出来る。
- (9) 各部会の審議において、他の部会での審議が必要となる事項が生じた場合には、当該部会長間において相互に申し入れができることとする。

2 答申の決定

- (1) 審議会は、部会における審議結果等を踏まえて、答申を審議・決定し、審議会会長が知事に対して答申を行うものとする。
- (2) 前号の規定は、中間答申について準用する。

3 その他

- (1) 委員等が辞任した場合における後任委員の部会への所属については、審議会会長が指定する。
- (2) その他、審議会の運営について必要な事項は、審議会会長が審議会に諮って決定する。この場合の審議会は、文書による持ち回り開催もできることとする。

【審議会及び部会の今後の開催予定】

開催時期		審議の内容等
平成 29 年 11 月 8 日 (水)	第 81 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 部会の設置について
	<u>第 1 回部会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>部会長及び副部会長の互選について</u> ・ <u>部会審議の進め方について</u> ・ <u>次回の部会に向けて</u>
平成 29 年 12 月中～下旬	<u>第 2 回部会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現状と課題について</u> ・ <u>目指す姿（基本的な方向性）について</u>
平成 30 年 2 月 13 日 (火)	<u>第 3 回部会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>目指す姿（具体的な展開方向）について</u>
	第 82 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会審議経過報告について ・ 答申の構成案について
平成 30 年 4 月下旬	<u>第 4 回部会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中間答申（素案）について</u>
平成 30 年 5 月頃	<u>第 5 回部会</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中間答申（案）について</u>
	第 83 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間答申（案）について
平成 30 年 6 月頃	第 84 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間答申
平成 30 年 9 月頃	第 85 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期総合計画（案）について ・ 答申（案）について ・ 次期総合計画第 1 期アクションプラン（素案）について
平成 30 年 11 月頃	第 86 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期総合計画（最終案）について ・ 答申 ・ 次期総合計画第 1 期アクションプラン（案）について
平成 31 年 1 月頃	第 87 回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次期総合計画第 1 期アクションプラン（最終案）について
平成 31 年 2 月頃	第 88 回審議会	(平成 31 年度当初予算について、等)